



厚生労働大臣が定める掲示事項 入院基本料に関する事項 【一般病棟入院基本料 急性期一般入院料】

一般病棟では、1日に17人以上の看護職員と4人以上の看護補助者（平日日勤帯）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方16時30分まで、11人以上の看護職員が勤務しています。

夕方16時30分～深夜0時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

深夜0時30分～朝8時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

- 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- 夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- 深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

公立置賜総合病院長

院内掲示義務



厚生労働大臣が定める掲示事項 入院基本料に関する事項 【精神病棟入院基本料】

精神病棟では、1日に15人以上の看護職員と1人の看護補助者（平日日勤帯）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方16時30分まで、9人の看護職員が勤務しています。

夕方16時30分～深夜0時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

深夜0時30分～朝8時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

- 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- 夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- 深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

公立置賜総合病院長

院内掲示義務



厚生労働大臣が定める掲示事項 入院基本料に関する事項 【救命救急入院料】

救命救急センターHCUでは、1日に14人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方16時30分まで、8人以上の看護職員が勤務しています。

夕方16時30分～深夜0時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

深夜0時30分～朝8時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

- 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数2人以内です。
- 夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
- 深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。

公立置賜総合病院長

院内掲示義務



厚生労働大臣が定める掲示事項 入院基本料に関する事項 【ハイケアユニット入院医療管理料】

救命救急センターICUでは、1日に13人以上の看護職員と1人の看護補助者（平日日勤帯）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分～夕方16時30分まで、7人以上の看護職員が勤務しています。

夕方16時30分～深夜0時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

深夜0時30分～朝8時30分まで、3人の看護職員が勤務しています。

- 朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は1人以内です。
- 夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
- 深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

公立置賜総合病院長

院内掲示義務